

(証券コード 7959)
2020年12月25日

株 主 各 位

愛知県岡崎市藪田一丁目1番地12

株式会社 **オリバー**
代表取締役社長 大 川 和 昌

第54回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第54回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

近時の新型コロナウイルスの感染者の発生状況を踏まえ、引き続き新型コロナウイルス感染防止が必要な状況にあります。このような状況を慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいたうえで、開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、このような状況を鑑み、感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、インターネットまたは書面により事前の議決権を行使いただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申しあげます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2021年1月18日（月曜日）午後6時まで
に議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年1月19日（火曜日） 午前10時

2. 場 所 愛知県岡崎市藪田一丁目1番地12

当社岡崎本社2階大会議室

（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

本年は、感染拡大防止のため、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数が例年より減少いたします。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。

3. 目的事項 報告事項

1. 第54期（2019年10月21日から2020年10月20日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第54期（2019年10月21日から2020年10月20日まで）
計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役6名選任の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

株主総会にご来場いただきました株主の皆様へのお土産は取り止めさせていただいておりますので、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.oliverinc.co.jp/>) において、修正後の事項を掲載させていただきます。

〈株主様へのお願い〉

- ・会場受付付近で、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。
- ・ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。マスクを持参・着用しない株主様は入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。
- ・会場入口付近で検温させていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方、海外から帰国されてから14日間が経過していない方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。なお、海外から帰国されてから14日間が経過していない株主様は、受付でお申し出いただきますようお願いいたします。
- ・株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応させていただきます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時

2021年1月19日(火曜日)
午前10時(受付開始:午前9時30分)



書面(郵送)で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2021年1月18日(月曜日)
午後6時到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2021年1月18日(月曜日)
午後6時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日

○○○○○○○

1. _____

2. _____

3. _____

4. _____

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

見本

○○○○○○○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、2号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を
反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、
反対する候補者の番号を
ご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

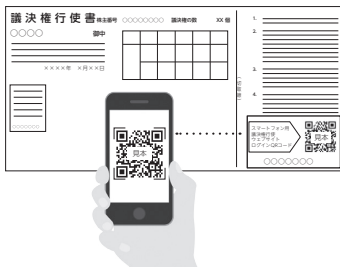
書面(郵送)及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

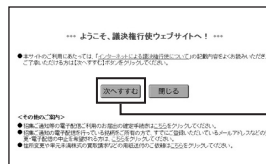
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

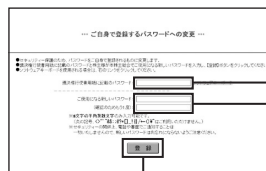
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)

(受付時間 9:00~21:00)

事業報告

(2019年10月21日から
2020年10月20日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済情勢は、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により景気は急速に悪化し、先行き不透明な状況となりました。

こうした経済状況の中、当社グループは『収益向上・安定的な成長』の基本方針のもと、より市場別に深耕した営業活動に取り組み、シェア拡大及び新規顧客開拓に努めてまいりました。

新型コロナウイルスの影響につきましては、商談や納入の延期等の影響はあったものの、多くのお客様が新型コロナウイルスの感染防止対策を講じなければならない状況となっており、パーティションなどの感染防止対策製品の開発や「施設用インテリアメーカーが発信する新型コロナ対策の情報サイト」の立ち上げ等を行い、ソリューション営業に注力し、各販売市場のさらなるシェア拡大を目指しております。

この結果、当連結会計年度における連結経営成績は、売上高が26,909百万円（前連結会計年度比1.6%減）、営業利益は1,960百万円（同12.4%減）、経常利益は2,141百万円（同10.2%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,370百万円（同26.3%減）となりました。

主なセグメントの経営成績は以下のとおりであります。

〈家具・インテリア事業〉

家具・インテリア事業につきましては、コロナ禍の影響で一部案件については延期等もありましたが、大型宿泊施設への納入やオフィス移転案件は順調に推移した結果、売上高は24,173百万円（前連結会計年度比2.0%減）、営業利益は1,491百万円（同17.6%減）となりました。

販売市場別では、宿泊市場は、大型宿泊施設が概ね計画通りに進み、売上高は7,915百万円（同10.2%増）となりました。

医療・福祉市場は、新型コロナウイルスの影響による外来患者の減少等もあり、大規模な改装需要は減ったものの、待合でのパーティションなどの感染防止対策製品の需要もあり、売上高は4,176百万円（同6.7%減）となりました。

オフィス・文教・公共市場は、今までの働き方改革に加え、オフィスでの感染防止対策やテレビ会議の増加など、オフィス環境を見直す企業は増加しており、ソリューション提案を積極的に行い、売上高は5,969百万円（同3.5%増）となりました。

商環境市場は、商業施設やレジャー施設などの臨時休業、カラオケ店や温浴施設の計画中止等の影響もあり、売上高は2,495百万円（同25.2%減）となりました。

チェーンストア・その他市場は、全国的にチェーンストアの新規出店は鈍化しましたが、既存店での感染防止対策製品の引き合いも増えてきており、売上高は3,615百万円（同7.2%減）となりました。

〈放送・通信事業〉

放送・通信事業につきましては、今まで実施していたイベント色のある集客数の多い大相談会から、加入相談を中心とした相談会形式に変更し、実施回数と会場数も増やすことにより、加入者数拡大に努めました。

通信事業は、月額利用料でWi-Fi内蔵ONU（無線LAN機能付きモデム）がご利用いただける「ひかりWi-Fiプラス」プランを引き続き主力タイプとして加入促進を行いました。同時に、光ファイバーエリアの拡大や無線サービスである地域BWA「ミクスAir」の基地局増設を行い、対象エリア拡大を進めました。

放送事業は、絶対的な強みである地域情報チャンネルの番組情報を市内全世帯へ様々な媒体で告知を行い、地域情報コンテンツ主導の加入促進を行いました。

この結果、放送・通信事業における売上高は2,634百万円（前連結会計年度比0.9%増）、営業利益は407百万円（7.9%増）となりました。

〈その他事業〉

その他事業につきましては、牧場事業及び不動産賃貸事業を区分しており、売上高は100百万円（前連結会計年度比28.1%増）、営業利益は61百万円（同25.1%増）となりました。

事業別	売上高	前連結会計年度比
家具・インテリア事業	24,173	98.0
宿泊市場	(7,915)	
医療・福祉市場	(4,176)	
オフィス・文教・公共市場	(5,969)	
商環境市場	(2,495)	
チェーンストア・その他市場	(3,615)	
放送・通信事業	2,634	100.9
その他事業	100	128.1
計	26,909	98.4

(2) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(3) 設備投資等の状況

当社グループでは、放送・通信事業における放送設備機器の更新及び通信設備機器の増強等421百万円の設備投資（無形固定資産を含む）を実施いたしました。

(4) 対処すべき課題**① 事業の再構築**

今後の事業展開におきましては、下記3点に重点を置き、成長育成分野に積極的に経営資源の投入を図り、経営全般にわたり引き続きリストラクチャリングを展開して資本効率の向上に努め、収益性の高い企業体質を目指し、経営の改革を行ってまいります。

- ア) 地球環境に配慮した商品の開発
- イ) 国内外の調達力強化と品質向上
- ウ) 新市場の開発と営業力強化

② 人材の育成

当社グループの最大の経営資源は人材であると認識しております。お客さまのインテリア空間に対する要望が高度化している昨今、経営者及び従業員の家具・インテリアに関する専門知識の向上やより良いサービスの提供は、効率的な業務運営を行う上で重要な課題であると認識しております。

今後も教育研修体制を充実し、人材の育成に努めてまいります。

(5) 直前3事業年度の財産及び損益の状況の推移**① 企業集団の財産及び損益の状況**

区 分	第51期 (2017年10月期)	第52期 (2018年10月期)	第53期 (2019年10月期)	第54期 (当連結会計年度) (2020年10月期)
売上高 (百万円)	24,477	26,601	27,354	26,909
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	1,750	1,822	1,859	1,370
1株当たり当期純利益 (円)	171.63	178.69	182.36	134.33
総資産 (百万円)	38,477	40,355	41,499	39,511
純資産 (百万円)	28,850	29,990	30,689	31,201

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は自己株式数控除後の期中平均発行済株式数に基づいて算出しております。
 2. 第52期より、不動産賃貸に係る損益の表示方法を変更し、第51期について組替え後の数値を記載しております。
 3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)に伴う「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」(法務省令第5号 2018年3月25日)を前連結会計年度の期首から適用しており、第52期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第51期 (2017年10月期)	第52期 (2018年10月期)	第53期 (2019年10月期)	第54期 (当事業年度) (2020年10月期)
売上高 (百万円)	21,969	24,017	24,762	24,291
当期純利益 (百万円)	1,622	1,694	1,736	1,257
1株当たり当期純利益 (円)	159.09	166.16	170.31	123.32
総資産 (百万円)	32,844	34,477	35,576	33,292
純資産 (百万円)	23,794	24,795	25,307	25,678

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は自己株式数控除後の期中平均発行済株式数に基づいて算出しております。
 2. 第52期より、不動産賃貸に係る損益の表示方法を変更し、第51期について組替え後の数値を記載しております。
 3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）に伴う「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」（法務省令第5号 2018年3月25日）を前事業年度の期首から適用しており、第52期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
ミクスネットワーク株式会社	2,233 百万円	43.91 %	ケーブルテレビ放送業
オリバーファーム・ニュージーランドLTD.	199	100.00	牧場経営
オリバーアメリカ・インターナショナルINC.	196	100.00	家具輸出業

(7) 主要な事業内容（2020年10月20日現在）

事 業	主 要 な 内 容
家具・インテリア事業	家具及びインテリア製品の製造、輸入、販売等
放送・通信事業	ケーブルテレビ放送、ケーブルインターネット等
その他事業	牧場経営、不動産賃貸事業

(8) 主要な営業所及び工場（2020年10月20日現在）

当 社	本 店：愛知県岡崎市 東京支店：東京都江戸川区 大阪支店：大阪市中央区 名古屋支店：名古屋市中区 他支店：札幌、仙台・北関東、中四国、福岡 営 業 所：新潟、長野、さいたま、横浜、静岡、金沢 京都、神戸、広島、高松、鹿児島、沖縄 工 場：豊橋
ミクスネットワーク株式会社	本 店：愛知県岡崎市
オリバーファーム・ニュージーランドLTD.	ニュージーランド国 マタマタ地区
オリバーアメリカ・インターナショナルINC.	米国 ネバダ州

(9) 従業員の状況 (2020年10月20日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業別	従業員数	前連結会計年度末比増減数
家具・インテリア事業	471名	7名減
放送・通信事業	57名	3名増
その他事業	－	－
合計	528名	4名減

(注) 従業員数は就業員数であります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減数
471名	7名減

(注) 従業員数は就業員数であります。

(10) 主要な借入先及び借入額 (2020年10月20日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	250 百万円
株式会社みずほ銀行	150
株式会社三井住友銀行	150
三井住友信託銀行株式会社	150
株式会社愛知銀行	100
株式会社名古屋銀行	100

2. 会社の株式に関する事項（2020年10月20日現在）

- (1) 株式数 発行可能株式総数 47,893,000株
発行済株式の総数 12,976,053株（自己株式2,774,735株を含む。）
- (2) 株主数 4,521名
- (3) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
一 般 社 団 法 人 大 川	1,852千株	18.2%
オ リ バ ー 取 引 先 持 株 会	621	6.1
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	500	4.9
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	438	4.3
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	435	4.3
大 川 三 千 代	319	3.1
大 川 淳 子	318	3.1
岡 崎 信 用 金 庫	256	2.5
オ リ バ ー 社 員 持 株 会	238	2.3
豊 田 通 商 株 式 会 社	236	2.3

- (注) 1. 上記のほか当社が保有している自己株式2,774千株があります。
2. 持株比率は自己株式2,774千株を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

- (1) 取締役及び監査役の氏名等（2020年10月20日現在）

氏 名	地 位 及 び 担 当	重 要 な 兼 職 の 状 況
大 川 博 美	取締役会長	ミクスネットワーク株式会社、オリバーファーム・ニューージーランドLTD.及びオリバーアメリカ・インターナショナルINC. 代表取締役社長
大 川 和 昌	代表取締役社長	オリバーアメリカ・インターナショナルINC. 取締役
山 本 隆 夫	常務取締役（管理本部長）	ミクスネットワーク株式会社 取締役
浦 隅 明 弘	取締役（生産本部長）	ミクスネットワーク株式会社 取締役
中 川 俊 治	取締役	AOIクラウド有限会社 代表取締役社長 幸和工業株式会社 監査役
鳥 山 聡	取締役	
天 野 彰 英	常勤監査役	
大 島 俊 明	監査役	税理士（大島俊明税理士事務所）
杉 浦 正 健	監査役	弁護士（浅沼・杉浦法律事務所 主宰）
近 藤 克 磨	監査役	公認会計士（朝日税理士法人 代表社員） 東陽倉庫株式会社 社外監査役

- (注) 1. 取締役中川俊治氏及び取締役鳥山聡氏は、社外取締役であります。
2. 監査役杉浦正健氏及び監査役近藤克磨氏は、社外監査役であります。
3. 監査役大島俊明氏は税理士の資格を、監査役近藤克磨氏は公認会計士、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関して相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、取締役中川俊治氏、取締役鳥山聡氏及び監査役近藤克磨氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員	報酬等の総額
取締役（社外取締役を除く）	5名	144百万円
監査役（社外監査役を除く）	2	13
社 外 役 員	4	10
合 計	11	167

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 取締役の報酬限度額は、2018年1月16日開催の第51回定時株主総会において年額400百万円以内（うち、社外取締役分20百万円以内。ただし、使用人分給与は含まれておりません。）と決議いただいております。
 3. 監査役の報酬限度額は、1986年1月17日開催の第19回定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。
 4. 報酬等の額には、役員退職慰労金の費用処理額（取締役3百万円）、役員賞与の支給額（監査役2百万円）、役員賞与引当金繰入額（49百万円）及び譲渡制限付株式に係る金銭報酬（取締役7百万円）が含まれております。また、退任した取締役1名及び監査役1名の在任中の報酬等の額が含まれております。

(4) 社外役員等に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役中川俊治氏はA O Iクラウド有限会社の代表取締役社長であります。また、幸和工業株式会社の監査役を兼職しております。当社とA O Iクラウド有限会社及び幸和工業株式会社との間には特別な関係はありません。

監査役近藤克磨氏は、朝日税理士法人の代表社員であります。また、東陽倉庫株式会社の社外監査役を兼職しております。当社と朝日税理士法人及び東陽倉庫株式会社との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

取締役 中川俊治 当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回に出席いたしました。主に税理士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

取締役 鳥山聡 当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回に出席いたしました。主に社会保険労務士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

監査役 杉浦正健 当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回に、また、監査役会14回のうち14回に出席いたしました。主に弁護士としての専門的見地から発言を適宜行っております。

監査役 近藤克磨 当事業年度に開催された取締役会14回のうち13回に、また、監査役会14回のうち13回に出席いたしました。主に公認会計士、税理士としての専門的見地から発言を適宜行っております。

5. 会計監査人に関する事項

- (1) 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人
- (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	28,000千円
②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30,720千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠などを確認し検討した結果、会計監査人の報酬等について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人の企業倫理意識の向上、法令遵守のためのコンプライアンス・マニュアルを定めており、全社員がコンプライアンスについて再認識を行う機会としてのコンプライアンス・デー（10月21日）を制定するほか、コンプライアンス委員会による社内研修会、法令遵守の実施状況の定期的モニタリング等を通じ、法令遵守の徹底及び企業倫理の浸透を図る。

また、法令及び定款に反する行為を早期に発見するため、通報相談を受け付ける通報相談窓口、匿名文書による通報ができる目安箱を設置する。

② 取締役の職務の執行に関する情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、取締役会規則、文書規程等の社内規程に従い、保存及び管理する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理体制の基礎として、危機管理規程を定め、個々のリスク（品質、市場、信用、環境等）についての管理責任者を決定し、同規程に従った管理体制を構築する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務執行については、業務分掌事項及び職務権限事項を定めた組織規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きについて定め、効率的に職務の執行が行われる体制をとる。

定例の取締役会において、重要事項の決定及び取締役の業務執行状況について監督を行う。業務の運営については、中期事業計画及び各年度予算を立案して全社的な目標を設定する。また、各部門においては、その目標達成のための具体策を立案・実行する。

⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

社内規程に従い、子会社管理の所管部門の下、各部門が担当する子会社の管理を行う。子会社は、当社との連携、情報共有を保ちつつ、自律的に内部統制システムを整備する。

⑥ **監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項**

必要に応じて監査役の職務を補助すべき使用人を置く。その場合の同使用人の任命、解任、評価、人事異動、賃金等の改定については監査役会の同意を得た上で決定し、取締役からの独立性を確保する。

⑦ **当社グループの取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

当社グループの取締役及び使用人は当社グループの業務及び業績に重大な影響を与える事項について、監査役に報告する。また、監査役は必要に応じていつでも取締役又は使用人に報告を求めることができる。

監査役は内部監査室及び会計監査人と定期的に会合を持つなどして、意見及び情報の交換を行う。

⑧ **前号の報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制**

当社の監査役への報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保する。

⑨ **当社の監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

監査役は、職務の執行に必要な費用について請求することができ、当社はかかる請求があった場合には当該請求に基づき支払いを行う。

(2) **業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

① **コンプライアンス及びリスク管理に対する取組みの状況**

当社のコンプライアンス・マニュアルを周知させるため、ハンドブックを配布し、企業倫理意識の向上、法令遵守の徹底を図るほか、通報相談を受け付ける通報相談窓口、匿名文書による通報ができる目安箱を設置し、問題の早期発見と対策に努めております。

役員及び従業員一人ひとりがコンプライアンス意識をもって行動するため、年1回以上のコンプライアンス講習会を実施しております。当社代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を年2回以上開催し、コンプライアンスに関する事項の検討や意見交換を行っております。

リスク管理につきましては、危機管理規程に基づき、リスク管理体制を構築しております。

② **職務執行の適正に対する取組み状況**

主要な会議の開催状況として、取締役会は14回開催しております。取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役が14回の取締役会に出席しております。その他、監査役会は14回開催しております。

③ **当社グループにおける業務の適正の確保に対する取組みの状況**

当社グループについては、関係会社管理規程に基づき、連携及び情報共有するとともに、重要な業務執行については承認を行っております。また、当社の内部監査室は内部監査規程に基づき、当社グループ会社の内部監査を実施しております。

本事業報告中の記載数字は、金額及び株式数については、特に記載のない限り表示単位未満を切り捨てております。また、1株当たり当期純利益及びその他の比率については、表示単位未満を四捨五入して記載しております。

連結貸借対照表

(2020年10月20日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	27,265,463	流 動 負 債	5,757,648
現金及び預金	21,539,435	支払手形及び買掛金	1,493,473
受取手形及び売掛金	4,296,132	電子記録債務	1,247,385
たな卸資産	1,176,953	短期借入金	950,000
その他	281,941	未払法人税等	400,460
貸倒引当金	△28,998	賞与引当金	356,127
		役員賞与引当金	66,633
		その他	1,243,568
固 定 資 産	12,245,799	固 定 負 債	2,552,559
有 形 固 定 資 産	7,183,885	退職給付に係る負債	397,205
建物及び構築物	2,360,732	役員退職慰労引当金	114,049
機械装置及び運搬具	854,462	長期未払金	1,866,749
土地	3,764,169	繰延税金負債	124,910
その他	204,520	その他	49,644
無 形 固 定 資 産	176,400	負 債 合 計	8,310,208
その他	176,400	(純 資 産 の 部)	
投 資 そ の 他 の 資 産	4,885,514	株 主 資 本	26,809,117
投資有価証券	4,176,048	資本金	6,362,498
保険積立金	193,432	資本剰余金	5,452,537
退職給付に係る資産	215,720	利益剰余金	18,107,892
繰延税金資産	67,448	自己株式	△3,113,810
その他	363,476	その他の包括利益累計額	802,441
貸倒引当金	△130,612	その他有価証券評価差額金	991,839
資 産 合 計	39,511,263	繰延ヘッジ損益	△1,203
		為替換算調整勘定	△37,332
		退職給付に係る調整累計額	△150,862
		非支配株主持分	3,589,496
		純 資 産 合 計	31,201,054
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	39,511,263

(注) 記載の金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2019年10月21日から
2020年10月20日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	26,909,332
売上原価	19,780,600
販売費及び一般管理費	7,128,731
営業外収益	5,168,721
受取利息及び配当金	136,633
デリバティブ評価益	10,540
その他の	54,557
営業外費用	201,730
支払利息	4,857
為替差損	10,364
その他の	4,733
経常利益	19,954
特別利益	2,141,786
固定資産売却益	1,733
投資有価証券売却益	127,781
特別損失	129,515
固定資産処分損	8,517
投資有価証券評価損	12,538
税金等調整前当期純利益	21,056
法人税、住民税及び事業税	2,250,245
法人税等調整額	761,990
当期純利益	△45,482
非支配株主に帰属する当期純利益	716,507
親会社株主に帰属する当期純利益	1,533,738
	163,678
	1,370,059

(注) 記載の金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2019年10月21日から
2020年10月20日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	6,362,498	5,441,916	17,298,729	△3,118,228	25,984,916
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当	—	—	△560,897	—	△560,897
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	1,370,059	—	1,370,059
自己株式の取得	—	—	—	△746	△746
譲渡制限付株式報酬	—	10,620	—	5,164	15,784
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—
当連結会計年度変動額合計	—	10,620	809,162	4,417	824,200
当連結会計年度末残高	6,362,498	5,452,537	18,107,892	△3,113,810	26,809,117

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					非支配株主持分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換 算定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	1,331,841	△146	△16,433	△73,149	1,242,111	3,462,137	30,689,165
当連結会計年度変動額							
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	△560,897
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	—	—	—	—	1,370,059
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	△746
譲渡制限付株式報酬	—	—	—	—	—	—	15,784
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△340,002	△1,056	△20,898	△77,712	△439,669	127,358	△312,311
当連結会計年度変動額合計	△340,002	△1,056	△20,898	△77,712	△439,669	127,358	511,889
当連結会計年度末残高	991,839	△1,203	△37,332	△150,862	802,441	3,589,496	31,201,054

(注) 記載の金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数	3社
連結子会社の名称	ミクスネットワーク株式会社 オリバーアメリカ・インターナショナルINC. オリバーファーム・ニュージーランドLTD.

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない関連会社の状況

会社の名称 株式会社本多木工所

(持分法を適用しない理由)

持分法を適用していない関連会社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等から見て、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、オリバーアメリカ・インターナショナルINC.、オリバーファーム・ニュージーランドLTD.の決算日は7月31日であり、ミクスネットワーク株式会社の決算日は9月30日であります。

連結子会社の決算日から連結決算日10月20日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

関係会社株式

移動平均法に基づく原価法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法に基づく原価法

② デリバティブ

時価法

③ たな卸資産

商品・原材料

移動平均法に基づく原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

製品

総平均法に基づく原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

仕掛品

個別法に基づく原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

(リース資産を除く)

建物及び構築物

建物については定率法、構築物については、当社は定率法、連結子会社は定額法

ただし、1998年4月1日以降取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法

その他

定率法、ただし国内連結子会社は、機械装置については定額法

また、在外連結子会社は、定額法

② 無形固定資産

(リース資産を除く)

自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(5年)に基づき定額法

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

当社及び国内連結子会社は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

当社及び国内連結子会社は、従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 役員賞与引当金

当社及び国内連結子会社は、役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

④ 役員退職慰労引当金

国内連結子会社は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

① 当連結会計年度末までの進捗部分についての成果の確実性が認められる工事

工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)

② その他の工事

工事完成基準

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日翌連結会計年度から費用処理しております。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部におけるその他の包括利益累計額の為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約取引については、振当処理の要件を満たしている場合は、振当処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ会計を適用したヘッジ対象とヘッジ手段は以下のとおりであります。

ヘッジ手段…為替予約取引及び通貨オプション取引

ヘッジ対象…商品及び原材料輸入による外貨建買入債務及び外貨建予定取引

③ ヘッジ方針

為替予約取引及び通貨オプション取引は為替変動リスクを回避する目的で行っており、投機的取引は行わない方針であります。

④ ヘッジ有効性評価の方法

為替予約取引及び通貨オプション取引についてはヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額を基礎にして判断しております。

(8) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

連結貸借対照表に関する注記

1. たな卸資産の内訳は次のとおりであります。

商品及び製品	671,137千円
仕掛品	286,958千円
原材料	218,857千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 11,686,223千円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

普通株式	12,976,053株
------	-------------

2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2020年1月16日 定時株主総会	普通株式	407,877千円	40.00円	2019年10月20日	2020年1月17日
2020年6月1日 取締役会	普通株式	153,019千円	15.00円	2020年4月20日	2020年7月1日

3. 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2021年1月19日 定時株主総会	普通株式	306,039千円	利益剰余金	30.00円	2020年10月20日	2021年1月20日

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については主に流動性の高い金融資産で運用し、設備投資計画に基づき必要な資金は、自己資金あるいは金融機関からの借入により資金調達しております。また、デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、経理規程に従い取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、取引先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況の悪化等による回収不能の防止を図っております。

投資有価証券は市場価格の変動リスクに晒されておりますが、適宜市場価格の推移や発行体の業績動向、財務状況を把握し、発行体との関係を勘案しながら保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務は、そのほとんどが5ヵ月以内の支払期日であります。また、外貨建ての買掛金については為替の変動リスクに晒されておりますが、一部についてはデリバティブ取引を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債務に係る為替変動リスクに対するヘッジを目的とした為替予約取引であり、管理規程に従い実需の範囲で行っております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年10月20日(当連結会計年度の連結決算日)における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	21,539,435	21,539,435	—
(2) 受取手形及び売掛金	4,296,132	4,296,132	—
(3) 投資有価証券	4,112,317	4,112,317	—
資産計	29,947,886	29,947,886	—
(1) 支払手形及び買掛金	1,493,473	1,493,473	—
(2) 電子記録債務	1,247,385	1,247,385	—
(3) 短期借入金	950,000	950,000	—
負債計	3,690,859	3,690,859	—
デリバティブ取引(*)	△1,721	△1,721	—

(*) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式及び投資信託については取引所の価格により、債券は取引所の価格又は取引先金融機関等から提示された価格によっております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 電子記録債務、(3) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価は取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

なお、組込デリバティブの時価を区分して測定できない複合金融商品は、複合金融商品全体を時価評価し、「(3) 投資有価証券」に含めて記載しており、為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている買掛金と一体として処理されているため、その時価は「(1) 支払手形及び買掛金」の時価に含めております。

2. 非上場株式等（連結貸借対照表計上額63,730千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	21,539,435	—	—	—
受取手形及び売掛金	4,296,132	—	—	—
投資有価証券				
その他有価証券	—	—	—	100,000
合計	25,835,568	—	—	100,000

1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 2,706円67銭
2. 1株当たり当期純利益 134円33銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2020年10月20日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	21,206,762	流動負債	5,229,713
現金及び預金	15,887,058	支払手形	222,960
受取手形	1,066,005	支子記録債	1,247,385
売掛金	2,891,037	買掛金	1,155,936
商製品	602,511	短期借入金	950,000
製作品	67,875	未払金	322,802
仕掛品	286,958	未払費用	249,064
原材料	210,267	未払法人税等	309,355
前渡金	78,709	前受り金	336,406
前払費用	60,967	預り金	33,646
その他	83,615	賞与引当金	317,117
貸倒引当金	△28,245	役員賞与引当金	49,600
		その他	35,438
固定資産	12,085,520	固定負債	2,384,560
有形固定資産	5,768,251	繰延税金負債	189,874
建物	1,853,217	退職給付引当金	278,291
構築物	14,271	長期未払金	1,866,749
機械及び装置	32,062	その他	49,644
車両運搬具	21,934		
工具器具備品	169,382	負債合計	7,614,274
土地	3,677,382	(純資産の部)	
無形固定資産	141,627	株主資本	24,687,373
ソフトウェア	127,202	資本金	6,362,498
電話加入権	14,424	資本剰余金	5,411,897
		資本準備金	5,401,276
投資その他の資産	6,175,641	その他資本剰余金	10,620
投資有価証券	4,079,932	利益剰余金	16,026,788
関係会社株式	1,378,213	利益準備金	192,815
出資金	2,245	その他利益剰余金	15,833,972
破産更生債権等	125,042	別途積立金	4,200,000
保険積立金	142,492	固定資産圧縮積立金	4,861
前払年金費用	353,353	繰越利益剰余金	11,629,111
その他	224,976	自己株式	△3,113,810
貸倒引当金	△130,612	評価・換算差額等	990,636
資産合計	33,292,283	その他有価証券評価差額金	991,839
		繰延ヘッジ損益	△1,203
		純資産合計	25,678,009
		負債及び純資産合計	33,292,283

(注) 記載の金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2019年10月21日から
2020年10月20日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	24,291,953
売上原価	18,008,790
販売費及び一般管理費	6,283,162
営業外収益	4,737,182
受取利息及び配当金	1,545,980
その他	158,419
営業外費用	45,202
支払利息	4,857
その他	15,045
経常利益	19,902
特別利益	1,729,700
固定資産売却益	1,733
投資有価証券売却益	127,781
特別損失	
固定資産処分損	8,517
投資有価証券評価損	12,538
税引前当期純利益	21,056
法人税、住民税及び事業税	1,838,159
法人税等調整額	620,873
当期純利益	△40,469
	580,403
	1,257,755

(注) 記載の金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2019年10月21日から
2020年10月20日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金			利益剰余金 合 計
					別途積立金	固 定 資 産 圧縮積立金	繰越利益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	6,362,498	5,401,276	—	5,401,276	192,815	4,200,000	5,205	10,931,909	15,329,929
当 期 変 動 額									
固定資産圧縮積立金の取崩し	—	—	—	—	—	—	△343	343	—
剰 余 金 の 配 当	—	—	—	—	—	—	—	△560,897	△560,897
当 期 純 利 益	—	—	—	—	—	—	—	1,257,755	1,257,755
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—	—	—
譲渡制限付株式報酬	—	—	10,620	10,620	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
当 期 変 動 額 合 計	—	—	10,620	10,620	—	—	△343	697,201	696,858
当 期 末 残 高	6,362,498	5,401,276	10,620	5,411,897	192,815	4,200,000	4,861	11,629,111	16,026,788

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	自己株式	株主資本 合 計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	△3,118,228	23,975,476	1,331,841	△146	1,331,695	25,307,171
当 期 変 動 額						
固定資産圧縮積立金の取崩し	—	—	—	—	—	—
剰 余 金 の 配 当	—	△560,897	—	—	—	△560,897
当 期 純 利 益	—	1,257,755	—	—	—	1,257,755
自己株式の取得	△746	△746	—	—	—	△746
譲渡制限付株式報酬	5,164	15,784	—	—	—	15,784
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)	—	—	△340,002	△1,056	△341,059	△341,059
当 期 変 動 額 合 計	4,417	711,896	△340,002	△1,056	△341,059	370,837
当 期 末 残 高	△3,113,810	24,687,373	991,839	△1,203	990,636	25,678,009

(注) 記載の金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法に基づく原価法
 その他有価証券
 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 時価のないもの 移動平均法に基づく原価法
- (2) デリバティブ等の評価基準及び評価方法
 デリバティブ 時価法
- (3) たな卸資産の評価基準及び評価方法
 商品・原材料 移動平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）
 製品 総平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）
 仕掛品 個別法に基づく原価法
- (4) 固定資産の減価償却の方法
 ① 有形固定資産
 （リース資産を除く） 定率法
 ただし、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法
 ② 無形固定資産
 （リース資産を除く） 自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法
 ③ リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- (5) 引当金の計上基準
 ① 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 ② 賞与引当金 従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
 ③ 役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
 ④ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。
 数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により翌期から費用処理することとしております。
- (6) 重要な収益及び費用の計上基準
 完成工事高及び完成工事原価の計上基準
 ① 当事業年度末までの進捗部分についての成果の確実性が認められる工事
 工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）
 ② その他の工事
 工事完成基準

- (7) ヘッジ会計の方法
- | | |
|---------------|---|
| ① ヘッジ会計の方法 | 繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約取引について、振当処理の要件を満たしている場合は、振当処理を採用しております。 |
| ② ヘッジ手段とヘッジ対象 | ヘッジ会計を適用したヘッジ対象とヘッジ手段は以下のとおりであります。
ヘッジ手段…為替予約取引及び通貨オプション取引
ヘッジ対象…商品及び原材料輸入による外貨建買入債務及び外貨建予定取引 |
| ③ ヘッジ方針 | 為替予約取引及び通貨オプション取引は為替変動リスクを回避する目的で行っており、投機的取引は行わない方針であります。 |
| ④ ヘッジ有効性評価の方法 | 為替予約取引及び通貨オプション取引についてはヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額を基礎にして判断しております。 |
- (8) 消費税等の会計処理方法
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

- | | |
|--------------------|-------------|
| (1) 関係会社に対する金銭債権債務 | |
| 短期金銭債務 | 7,825千円 |
| (2) 有形固定資産の減価償却累計額 | 4,833,851千円 |

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
売上高	28,583千円
仕入高	71,032千円
その他の営業取引高	8,747千円
営業取引以外の取引高	28,437千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の数	
普通株式	2,774,735株

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生主な原因は、賞与引当金、未払事業税等であり、繰延税金負債の発生主な原因は、その他有価証券評価差額金、固定資産圧縮積立金等であります。

6. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 2,517円13銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 123円32銭 |

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年12月3日

株式会社オリバー
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 岡野英生 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 稲垣吉登 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社オリバーの2019年10月21日から2020年10月20日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社オリバー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2020年12月3日

株式会社オリバー
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 岡 野 英 生 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 稲 垣 吉 登 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社オリバーの2019年10月21日から2020年10月20日までの第54期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年10月21日から2020年10月20日までの第54期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年12月3日

	株式会社オリバー	監査役会			
常勤監査役	天 野 彰	英 明	◎		
監 査 役	大 島 俊	明 健	◎		
社外監査役	杉 浦 正	健 磨	◎		
社外監査役	近 藤 克	磨 磨	◎		

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要な政策と位置づけ、経営基盤及び競争力の強化のため必要な内部留保に努めるとともに、経済情勢、業績推移、今後の事業展開などを総合的に勘案しつつ、連結配当性向30%以上を目途とした配当を行うことを配当の基本政策といたします。

当期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして、下記のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金30円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は、306,039,540円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2021年1月20日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 決算期変更

当社の事業年度は、毎年10月21日から翌年10月20日までと定めておりますが、効率的な事業運営の推進を図ることを目的として、当社の事業年度を毎年1月1日から12月31日までに変更いたします。これに伴い、現行定款第12条（株主総会の招集）、第13条（定時株主総会の基準日）、第44条（事業年度）、第45条（剰余金の配当の基準日）及び第46条（中間配当）につき所要の変更を行うとともに、事業年度の変更に伴う経過措置として新たに附則を設けるものであります。

(2) 取締役員数

当社は、経営環境の変化に柔軟かつ迅速に対応できる経営体制を構築するために、取締役会の少人数化を図っております。現状の取締役数が6名であることを勘案し、現行定款第19条に規定する取締役の員数を、15名以内から9名以内に変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会の招集) 第12条 当社の定時株主総会は、毎年1月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。 (定時株主総会の基準日) 第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年10月20日とする。 (員数) 第19条 当社の取締役は、15名以内とする。 (事業年度) 第44条 当社の事業年度は、毎年10月21日から翌年10月20日までの1年とする。 (剰余金の配当の基準日) 第45条 1. 当社の期末配当の基準日は、毎年10月20日とする。 2. (条文省略) (中間配当) 第46条 当社は、取締役会の決議によって、毎年4月20日を基準日として中間配当をすることができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(株主総会の招集) 第12条 当社の定時株主総会は、毎年3月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。 (定時株主総会の基準日) 第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。 (員数) 第19条 当社の取締役は、9名以内とする。 (事業年度) 第44条 当社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの1年とする。 (剰余金の配当の基準日) 第45条 1. 当社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。 2. (現行どおり) (中間配当) 第46条 当社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日を基準日として中間配当をすることができる。</p> <p>附 則</p> <p>第1条 第44条(事業年度)の規定に関わらず、第55期事業年度は2020年10月21日から2021年12月31日までとする。</p> <p>第2条 第46条(中間配当)の規定に関わらず、第55期事業年度については2021年4月20日を中間配当の基準日とする。</p> <p>第3条 本附則第1条から第3条は、第55期事業年度に関する定時株主総会終結の時をもってこれを削除する。</p>

第3号議案 取締役6名選任の件

取締役全員6名が本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	<p>再任</p> <p>大川博美 (1931年1月16日生)</p>	<p>1967年12月 富士スチール(株) (現(株)オリバー) 代表取締役社長 2020年1月 取締役会長 (現任) (重要な兼職の状況) ミクスネットワーク(株)取締役会長 オリバーファーム・ニュージーランドLTD. 代表取締役社長 オリバーアメリカ・インターナショナルINC. 代表取締役社長</p>	40,971株
<p>(取締役候補者の選任理由) 大川博美氏は、1967年に当社を創業し、創業者として長年にわたり経営を担い、豊富な経験と実績を有しております。現在は取締役会長として、経験に裏付けられた的確な視点から経営全般に関する的確な助言を行っており、当社の経営の重要事項の決定や業務執行に関する監督等適切な役割を果たしていることから、引き続き取締役候補者として選任されました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
2	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> おお かわ かず まさ 大川和昌 (1962年3月30日生)	1989年4月 当社入社 2000年1月 取締役 2004年10月 常務取締役 2009年10月 首都圏営業部長 2015年10月 専務取締役東日本営業部長 2018年10月 代表取締役社長(現任) (重要な兼職の状況) ミクスネットワーク(株)代表取締役社長 オリバーアメリカ・インターナショナルINC. 取締役	46,657株
	(取締役候補者の選任理由) 大川和昌氏は、経営者として豊富な経験と幅広い見識を有し、様々な部門にも精通しております。当社経営陣のリーダーシップを発揮しており、経営の重要事項の決定や業務執行に関する監督等適切な役割を果たしていることから、引き続き取締役候補者となりました。		
3	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> やま もと たか お 山本隆夫 (1958年8月28日生)	1981年3月 当社入社 2014年1月 取締役 2015年10月 常務取締役(現任) 2016年10月 西日本営業部長 2018年2月 管理本部長(現任) (重要な兼職の状況) ミクスネットワーク(株)取締役	17,373株
	(取締役候補者の選任理由) 山本隆夫氏は、経営者として豊富な経験と幅広い見識を有し、様々な部門にも精通しております。当社管理部門の経験と実績により、経営の重要事項の決定や業務執行に関する監督等適切な役割を果たしていることから、引き続き取締役候補者となりました。		
4	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> うら すみ あき ひろ 浦隅明弘 (1973年3月29日生)	1995年4月 当社入社 2012年10月 製品企画部長 2013年10月 執行役員 中部営業部長 2018年2月 マーケティング部長 2018年4月 上席執行役員 2018年10月 生産本部長(現任) 2020年1月 取締役(現任)	3,293株
	(取締役候補者の選任理由) 浦隅明弘氏は、当社で製品企画、開発及び生産管理業務に従事し、豊富な経験と幅広い見識を有し、経営の重要事項の決定や業務執行に関する監督等適切な役割を果たしていることから、引き続き取締役候補者となりました。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
5	再任 社外取締役 中川 俊治 (1947年2月19日生)	1979年2月 税理士登録 1979年4月 中川税理士事務所開業 1993年3月 ㈱ナカガワ(現AOIクラウド㈱)代表取締役社長(現任) 2009年7月 幸和工業(株)監査役(現任) 2016年1月 当社社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) AOIクラウド(有)代表取締役社長 幸和工業(株)監査役	一株
	(社外取締役候補者の選任理由) 中川俊治氏は、税理士としての専門的知見並びに財務及び会計に係る幅広い知見を有しておられることから、社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き社外取締役候補者となりました。		
6	再任 社外取締役 鳥山 聡 (1955年3月20日生)	1978年4月 住友生命保険(相)入社 2007年7月 同社法人総括部長 2009年4月 同社支配人兼中部法人営業部長 2012年4月 スミセイ情報システム(株)取締役 専務執行役員 2019年1月 当社社外取締役(現任) 2019年1月 住友生命保険(相)退職	一株
	(社外取締役候補者の選任理由) 鳥山聡氏は、生命保険会社で東京・大阪・名古屋の法人部長を歴任され、関係会社の取締役としての経験もあり、中小企業診断士、社会保険労務士、証券アナリスト等の資格も有しており、雇用及び労務管理をはじめ経営全般に係る幅広い知見を有しておられることから、社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き社外取締役候補者となりました。		

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 中川俊治氏及び鳥山聡氏は、現在、社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本總會終結の時をもって中川俊治氏が5年、鳥山聡氏が2年となります。
3. 当社は、中川俊治氏及び鳥山聡氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。なお、中川俊治氏及び鳥山聡氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。
4. 当社は、中川俊治氏及び鳥山聡氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として両取引所に届け出ております。中川俊治氏及び鳥山聡氏が再任された場合は、引き続き両氏を独立役員とする予定であります。

以上

株主総会会場ご案内図

会 場 愛知県岡崎市数田一丁目1番地12
当社岡崎本社 2階大会議室

交通機関 名鉄バス「上里口」下車 徒歩5分
名鉄バス「大樹寺」下車 徒歩15分
愛知環状鉄道「大門駅」下車 徒歩15分
名鉄 名古屋本線「東岡崎駅」下車 北口からタクシー 15分

